

3. 生活科学部食物健康科学科の進級要件に関する規程

この規程は、本学学則第18条第1項6)に基づき、生活科学部食物健康科学科の進級要件を定めるものである。

1. 進級要件の設定年次

2年次から3年次への進級について要件を設ける。

2. 進級要件の内容

3年次に進級するためには、2年以上在学し、学科科目（必修科目）について未修得の単位が10単位未満でなければならない。未修得単位が10単位以上の者は留年者とし、2年次とする。

<履修単位数>

年次	全学教養科目	学科科目	総単位
1年次	14	23	
2年次	9	33	
3年次		33	
4年次		11	
計	23	100+5	128

3. その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は生活科学部教授会が定める。

4. 規程の改定

この規程の改定は、生活科学部教授会の議を経て行なう。

附 則

1. この規程は、2014年4月1日から施行する。
2. この規程は、2015年4月1日から施行する。
3. この規程は、2016年4月1日から施行する。
ただし、2014年度入学生から適用される。
4. この規程は、2017年4月1日から施行する。
5. この規程は、2020年4月1日から施行する。
6. この規程は、2021年4月1日から施行する。